

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 1 1 回）

日時：令和 2 年 7 月 2 8 日（火）

午後 4 時～

場所：第二庁舎 4 階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

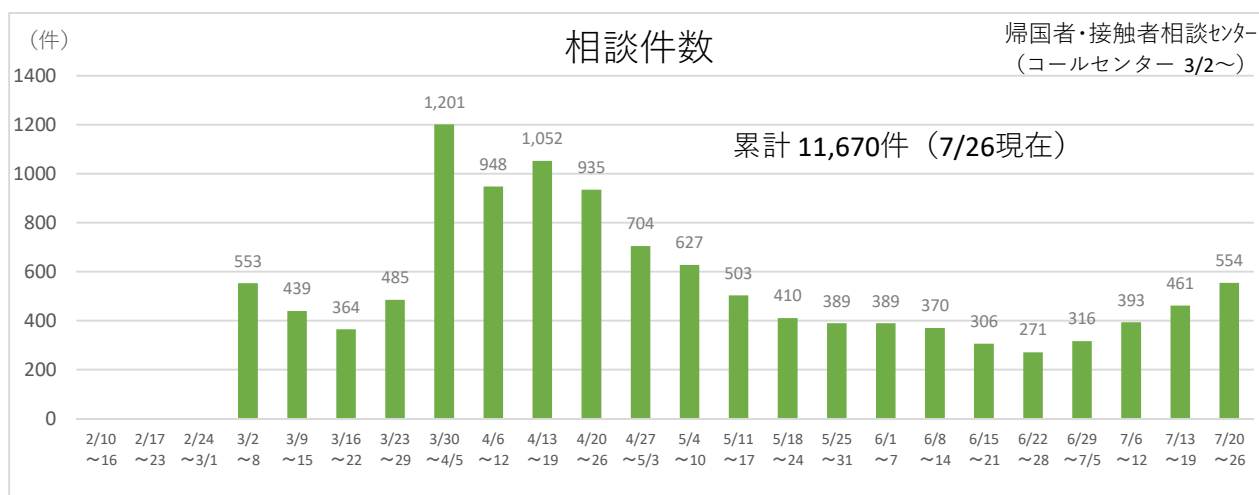
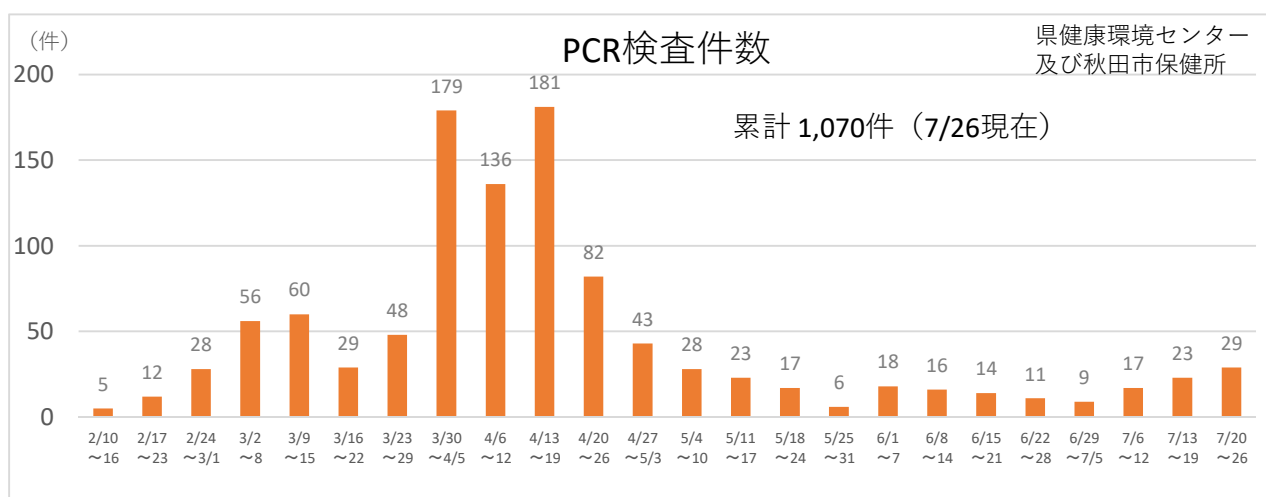
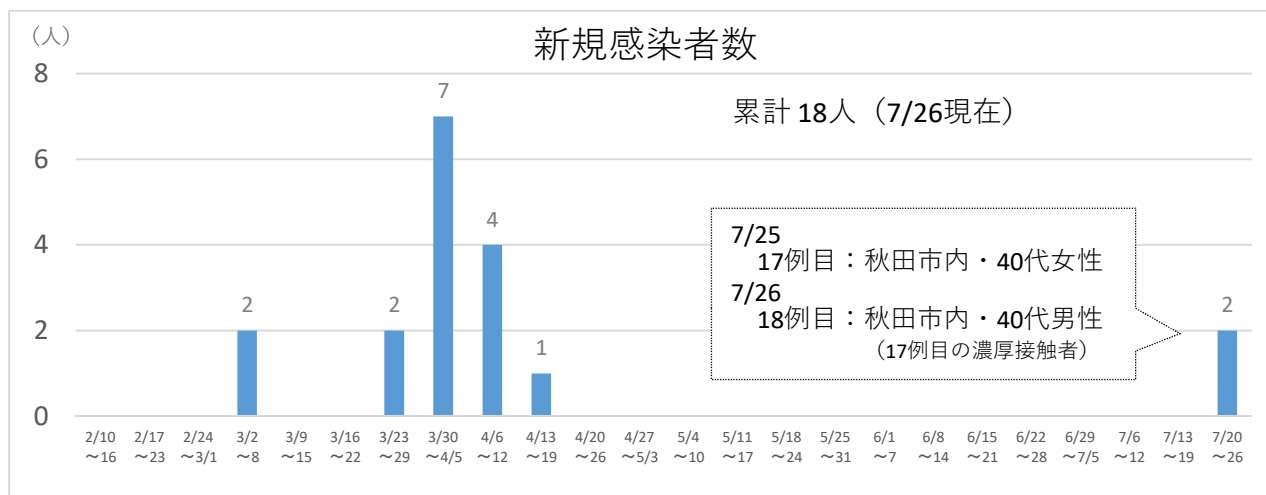
- （１）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況及び検査・相談状況について
（資料 1）
- （２）新型コロナウイルス感染者受入りに係る病床確保計画について
（資料 2）
- （３）新型コロナウイルス感染警戒レベルの設定について
（資料 3）
- （４）イベントの開催制限緩和の見直しについて
（資料 4）
- （５）その他

3 知事指示

4 閉 会

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況及び検査・相談状況について

健康福祉部



秋田県における新型コロナウイルス感染者受入れに係る病床確保計画について

健康福祉部

1 概要

今後、県内で感染が拡大する局面を見据え、国から示された「新たな流行シナリオ」に基づき、療養者数（感染者）を推計し、それに対応する病床を確保するための病床確保計画を策定する。

2 新たな流行シナリオ

国内におけるこれまでの患者発生動向や、感染拡大防止のための社会への協力要請の効果を踏まえ、今後の感染者数について時系列データの推移を示したものの。

3 選択した推計モデル

項 目	本県における選択値
①推計モデル	高齢者群中心モデル
②社会への協力要請前の実効再生産数（R） （1.7又は2.0）※ ¹	1.7
③社会への協力要請のタイミング	基準日※ ² から1日後

※¹ 実効再生産数(R)：1人の感染者が平均何人に感染させるかを時点に応じて求めるもの。
（令和2年3月時点の東京都のR=1.7を基本とする。）

※² 基準日：10万人あたり2.5人/週の感染者が発生した日（本県では、25人/週に達する日）

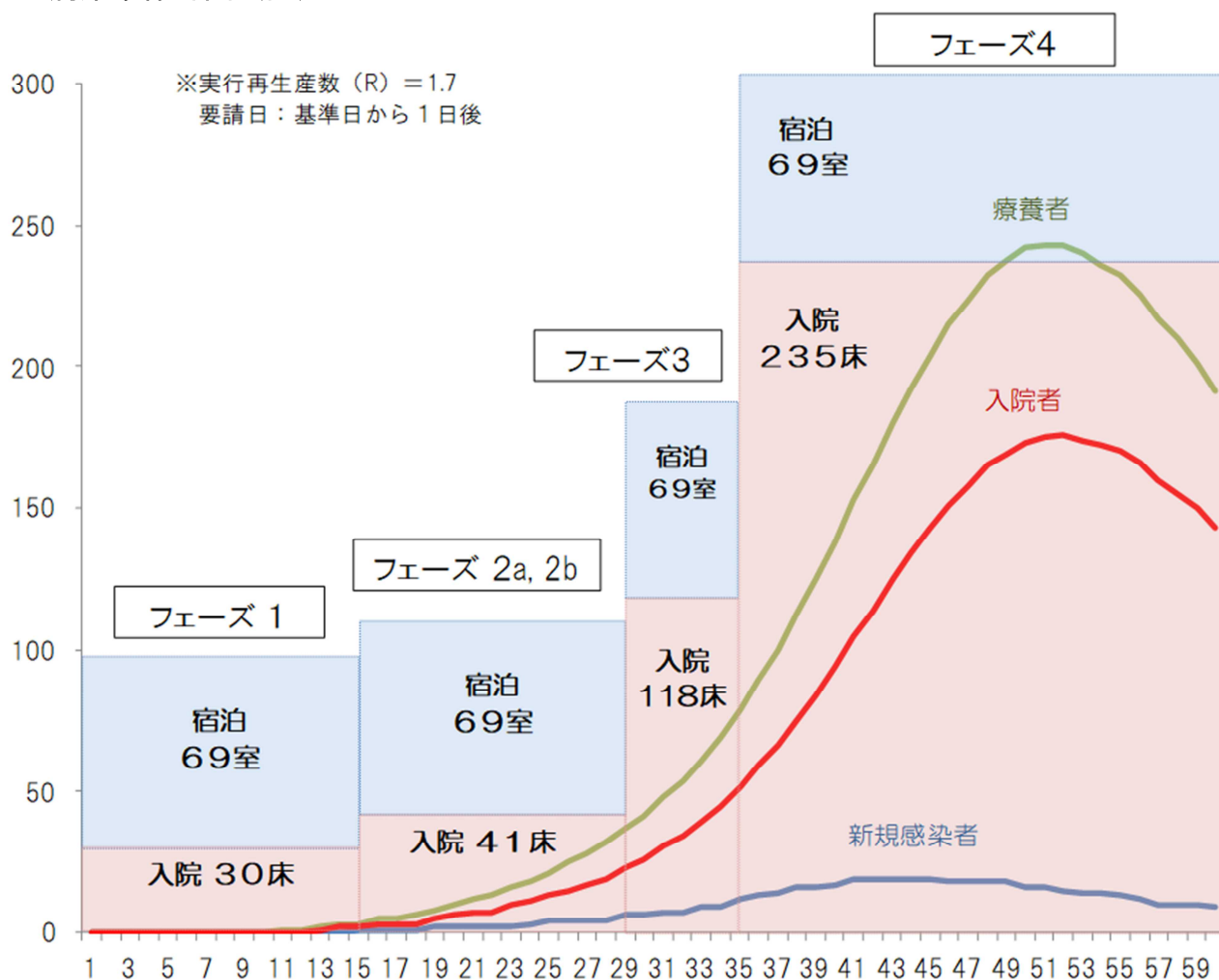
4 療養者数の推計を踏まえたフェーズ、病床等の設定

感染者がピークに至るまでの間を5つのフェーズで区切り、県内の感染者発生状況等から、フェーズの切り替え基準を設定し、フェーズごとの推計療養者数に対応すべき即応病床（即時受入が可能）、準備病床（一定の準備期間で使用可能）及び宿泊療養居室を設定した。

（人、床・室）

フェーズ分類		フェーズ1	フェーズ 2a	フェーズ 2b	フェーズ3	フェーズ4
フェーズ 切り替え基準		県内感染者 無し	県内感染者 1名発生	新規感染者数 7人/週	新規感染者数 25人/週	新規感染者数 50人/週
		国内感染者 発生	県外での感染可 能性が高い事例 に限定	県内で市中感染 疑い例が1例で も発生	市中感染事例 が拡大し、リス クが高まっている	感染が拡大し、感 染経路不明者も 多く、クラスター 発生のおそれもある
流行 シナ リオ	シナリオ上の経過日数	1日目	15日目	20日目	29日目	35日目以降 ※ピークは52日目
	推計最大療養者数	0	8	32	69	243
	入院患者（うち重症）	0	5（0）	19（3）	45（6）	176（26）
病床 確保 計画	即応病床（うち重症）	30（1）	41（6）		118（14）	235（27）
	準備病床（うち重症）	11（5）	77（8）		117（13）	—
	宿泊療養居室	69	69		69	69

病床確保計画（図）



【参 考】

重症度別受入可能患者数

(人)

重症度別	重 症	中等症Ⅱ	中等症Ⅰ 軽 症	合計
受入可能患者数	27	119	89	235

※重症度分類

- ・ 重 症：ICUに入室、人工呼吸器装着
- ・ 中等症Ⅱ：酸素投与が必要な状態（呼吸不全あり）
- ・ 中等症Ⅰ：息切れ、肺炎所見あり（呼吸不全なし）
- ・ 軽 症：呼吸器症状なし

地域別の確保病床数

(床・室)

	県北	県央	県南	合計
入院病床数(うち重症)	57(5)	110(18)	68(4)	235(27)
宿 泊 療 養 居 室	0	69	0	69
計	57	179	68	304

新型コロナウイルス感染警戒レベルの設定について

令和 2 年 7 月 2 8 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 感染状況に応じ、県の病床確保計画で定めるフェーズを参考に、次のとおり警戒レベルを定め、必要な要請を行う。

警戒レベル		指標（目安）	県民への要請
レベル 1 【注意喚起】		新規感染者数 0 人	・ 基本的な感染対策の徹底 ・ 業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底 ・ 感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ
レベル 2 【強い注意喚起】		1 ～ 6 人/週	レベル 1 の注意喚起に加え、 ・ 感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ ・ イベントの規模を制限
レベル 3 【協力要請】	法 24 条 9 項	7 ～ 2 4 人/週	レベル 2 の強い注意喚起に加え、 ・ 都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請 ・ 不要不急の外出自粛要請（地域や曜日等を限定） ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（感染者多数発生地域） ・ イベントの規模をレベル 2 より制限又は中止
レベル 4 【要請】		2 5 ～ 4 9 人/週	レベル 3 の協力要請に加え、 ・ 不要不急の外出自粛要請（全県） ・ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（全県） ・ イベントの中止
レベル 5 【強い要請・指示】	法 法 24 45 条 条 9 項	5 0 人～/週	レベル 4 の要請に加え、 ・ 感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請（全県）
※国による緊急事態宣言 ■ 指標により一律に判断せず、感染者の発生状況（増加率、感染経路の由来〈県外・県内〉、感染の広がり〈家庭内にとどまるか、クラスターに拡大するかなど〉）や、感染経路不明者数の状況、病床利用率などを踏まえ、総合的に判断するものであること。			

※国の緊急事態宣言時は 45 条を含め要請を行うが、宣言前は 24 条 9 項による要請を行う。

（注）国の基本的対処方針や緊急事態宣言により変更となることがある。

イベントの開催制限緩和の見直しについて

令和 2 年 7 月 2 8 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

【これまでの経緯】

- 7 月 8 日の本部会議において、10 日からのイベント制限については予定通り実施し、屋内・屋外とも 5,000 人（屋内は定員の 50% を限度）を上限に緩和を実施したところ。

【8 月 1 日以降の緩和の見直し】

- 7 月 23 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「8 月 1 日以降における催物の開催制限等について」を踏まえ、イベントの開催制限緩和については、次のとおり見直す。
 - ・ 8 月 1 日からは人数制限を外す予定としていたが、現状の感染状況等に鑑み、7 月末までの制限を 8 月末まで維持する。
 - ・ なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、制限の緩和について適時判断する。

イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次により段階的に開催するようお願いします。

＜イベント等開催の段階的緩和＞

時 期		コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
					全国的・広域的	地域の行事
移行期間	ステップ① ～6月18日(木)	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	×	×	△ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人
	ステップ② 6月19日(金) 7月 9日(木)	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 無観客(ネット中継等)		○
	ステップ③ 7月10日(金) ～ 7月31日(金)	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人		
移行期間後	感染状況を見つ、 8月31日(月) まで維持	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	×	
留意点		密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意(ステップ③から、密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応)	入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	観客の有無に関わらず、感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

※6月19日以後においては、主催者はイベントの出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うこと。

(注)屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度とする。屋外にあっては十分な間隔(できれば2m)を確保すること。

＜感染防止策＞

- ・発熱や感冒症状がある者の出演・参加の自粛、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴うイベントにあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等が実施されていること
- ・イベントの前後や休憩時間などにおける交流等を極力控えること
- ・7月10日から運用を開始した「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用や、同意を得た上で参加者の名簿を作成するなど連絡先の把握を行うこと

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 に つ い て



令和2年7月28日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

※アンダーラインは7月8日決定からの変更箇所

■ 感染拡大防止に向けたお願い

1 開始期間

令和2年7月29日（水）から

2 対象区域

秋田県全域

3 内容

（1）県外との往来

- 観光に関しては、首都圏など感染が拡大している地域は極力避けるようお願いいたします。その他の地域は、訪問先の感染状況に注意しながら都道府県をまたぐ移動を行っても差し支えありませんが、観光地においては人と人との間隔を確保するようお願いいたします。
- 首都圏へのやむを得ない移動についても、より慎重にしてくださいようお願いいたします。
また、訪問した場合は、夜の繁華街における接待を伴う飲食店や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なるような場での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。
- 引き続き「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を徹底するとともに、国が提供している「接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

- 帰県した後、体調に異常を感じたときは「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談するほか、例えば、2週間の行動歴を記録するなど感染拡大リスクを最小限にするための取組をお願いします。

<外出自粛の段階的緩和>

時 期		外出自粛	
		県をまたぐ移動	県をまたぐ観光
移行期間	ステップ⑩ ～5月31日（日）	×	×
	ステップ① 6月 1日（月） ～ 6月18日（木）	△ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、真にやむを得ない場合を除き、避ける	観光振興は県内で
	ステップ② 6月19日（金） ～ 7月 9日（木）	○	△ 首都圏など感染が拡大している地域は極力避ける
	ステップ③ 7月10日（金） ～ 7月31日（金）		
移行期間後	感染状況を見つつ、 8月31日（月） まで維持		

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(2) イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次により段階的に開催するようお願いします。

<イベント等開催の段階的緩和>

時 期		コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
					全国的・広域的	地域の行事
移行期間	ステップ① ～6月18日(木)	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	○ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人	×	×	△ 【屋内】100人又は50% 【屋外】200人
	ステップ② 6月19日(金) 7月 9日(木)	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 【屋内】1,000人又は50% 【屋外】1,000人	○ 無観客(ネット中継等)		○
	ステップ③ 7月10日(金) ～ 7月31日(金)	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人		
移行期間後	感染状況を見つ、 8月31日(月) まで維持	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	○ 【屋内】5,000人又は50% 【屋外】5,000人	×	
留意点		密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意(ステップ③から、密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応)	入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	観客の有無に関わらず、感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理		特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

※6月19日以後においては、主催者はイベントの出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うこと。

(注)屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度とする。屋外にあつては十分な間隔(できれば2m)を確保すること。

<感染防止策>

- ・発熱や感冒症状がある者の出演・参加の自粛、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴うイベントにあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等が実施されていること
- ・イベントの前後や休憩時間などにおける交流等を極力控えること
- ・7月10日から運用を開始した「秋田県版新型コロナ安心システム」の活用や、同意を得た上で参加者の名簿を作成するなど連絡先の把握を行うこと

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(3) 基本的な感染対策の実施

- 今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、長丁場で感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
県民及び事業者の皆様には、感染の再流行を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や、政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、引き続き適切な感染防止対策に取り組みながら生活を送るようお願いいたします。
- 発熱やかぜ症状など体調に異常を感じた際は、無理をして出勤や登校せず、「あきた帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談されるようお願いいたします。

(4) 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- 集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を避けていただくようお願いいたします。

※ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店やライブハウス、スポーツジム等においてはクラスターが発生していること、不特定多数での会食やカラオケを行うことなどにはリスクが存在することに留意。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（５）各施設における感染防止対策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いします。
- また、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の徹底をお願いします（内閣官房【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。
- 施設やイベント会場の利用者にクラスターが発生した場合などにLINEでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いします。

（６）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- 感染拡大の傾向が見られる場合は、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例

屋 外		屋 内								
運動施設 （屋外）	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 （スーパー等）	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	パチンコ等 の遊技場	
ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限、滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在 時間の制限	乗車人数制限、 時差通勤	入場人数の制限 、滞在時間の制 限、大人数での 座敷使用の回避	入場人数の制 限、滞在時間 の制限	
接触スポー ツの制限	密の注意 喚起掲示	入退室時（行列を含む）等に2mを 目安とした人の距離			四方を空けた 席配置、客と 客の間に仕切 り	入退出時等の 間隔の確保	座席間隔に 留意	真正面は避け る、客と客と の間に仕切り、 座席間隔を空 ける（1～2 m）	入退出時（行列 を含む）等に2 mを目安とした 人の距離	
		四方を空け た席配置	レジ等で間隔を 空ける（床に印 をつける等）	四方を空けた席 配置、展示配置 の工夫		四方を空けた 席配置、生徒 と生徒の間に 仕切り			座席間隔に 留意（2m を目安）	
—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）							テラス席、2方 向換気、密閉し た個室の使用回 避・定員の半分 での利用	頻繁な換気 （窓開け、 扇風機）
マスク着用					マスク・フェイ スガード等着用	マスク着用		マスク・フェイス ガード等着用	マスク着用	
—		対面する場でのビニールカーテン等設置、対面機会を避ける								大声での会話自粛、 音楽などの音を最 小限にし客同士が 大声で会話してい ないか確認
スポーツ後の 飲み会等は 控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時手指衛生		
施設及び共用物品（使い捨て物品の活用）・設備の消毒（特に客の入替時）、清掃、キャッシュレス								大皿の自粛		
—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック					—	酒類の提供 時間の配慮	（滞在時間が 長い場合） 入退場時体調 チェック	
従業員や出入業者の衛生対策（発熱・かぜ症状時の適切な対応）、三密対策、休憩や食事の分散										